

さいたま市契約公報

第4号

令和8年3月2日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約の落札者等の公示

- ・消防団消防ポンプ自動車…………… 1
- ・さいたま市収納データ作成等処理業務…………… 1
- ・さいたま市協働学習用ソフトウェア賃貸借（R8年3月～）…………… 2

一般競争入札の告示（1件）

- 人員輸送車…………… 2

公募型プロポーザル方式の手続の開始（1件）

- さいたま市区民課窓口（一部）業務…………… 5

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

- ・水道局統合型構内電話交換機等賃貸借…………… 8

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第32号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①32-1 ②消防団消防ポンプ自動車 4台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年1月14日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階 ⑥96,800,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和7年11月17日さいたま市公告（調達）第105号

①32-2 ②さいたま市収納データ作成等処理業務 一式 ③さいたま市出納室出納課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年1月23日 ⑤AGS株式会社 代表取締役 中野真治 さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目3番25号 ⑥85,839,755円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①32-3 ②さいたま市協働学習用ソフトウェア賃貸借（R8年3月～）一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年1月28日 ⑤株式会社J E C C 営業統括本部長 石崎洋 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥25,380,300円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和7年12月15日さいたま市公告（調達）第109号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第343号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

人員輸送車

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和9年2月26日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輛・船舶・バイク・自転車」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年3月12日（木）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年3月12日（木）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月17日（火）及び令和8年3月18日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月19日（木）午前8時30分から令和8年3月24日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月25日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
(4) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第330号

さいたま市区民課窓口（一部）業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
さいたま市区民課窓口（一部）業務
(2) 履行場所
さいたま市西区西大宮3-4-2外
(3) 業務概要
さいたま市区民課窓口（一部）業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）
(4) 履行期間
令和8年8月1日から令和11年8月31日まで
(5) 予算の上限額
2,367,925,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
(6) スライド条項
本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」の営業品目（大分類）「その他業務」内の営業品目（小分類）「人材派遣業務」で掲載されている者であること。
(2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 令和8年2月20日（金）から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本件に参加していない者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (6) 令和3年度以降、住民異動系業務、証明書等請求受付・交付窓口業務、住民記録システム等入力等業務若しくは郵送請求等処理業務又は類する業務のうち複数種類の業務を、単一契約で受託又は同一履行期間に複数契約で受託し、かつ適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要項、仕様書等を直接又は郵送で交付するものとする。交付を希望する者は、受付先に電話で連絡すること。

(1) 交付方法

CD-ROM

(2) 受付先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部
担当 住民記録戸籍担当
電話 048-829-1833 FAX 048(829)1992

(3) 受付期間

本告示日から令和8年3月16日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 企画提案実施要項に定める書類

- (2) 受付期間
3(3)に同じ
※郵送の場合は令和8年3月16日(月)必着
 - (3) 送付先
3(2)に同じ
 - (4) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出期間内必着。)
- 5 参加資格確認通知書の交付
確認審査終了後、参加資格確認通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
電子メール及び郵送とする。
 - (2) 交付日
令和8年3月23日(月)までに交付する。
- 6 質問の受付及び回答
企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、電子メールで次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。詳細は、企画提案実施要項による。
- (1) 受付期間
本告示日から令和8年3月6日(金)午後4時まで
 - (2) 受付先
ア 電子メールアドレス
kusei-suishin@city.saitama.lg.jp
イ 到達確認に関する問い合わせ先
3(2)に同じ
 - (3) 質問に対する回答
さいたま市ホームページに、質問及び回答を公表する。
ア 回答日
令和8年3月11日(水)までに公表する。
イ ホームページアドレス
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p127841.html>
- 7 企画提案書等の提出
- (1) 提出書類
ア 企画提案書 正本1部、副本10部
イ 見積書及び見積内訳書 正本1部
 - (2) 提出期間
令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで)
 - (3) 提出場所
3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間内必着。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市区民課窓口（一部）業務委託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

10 本招請に関する事務を担当する課

3(2)に同じ

11 その他

(1) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(7) 詳細は、企画提案実施要項による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公告（調達）第8号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年3月2日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 8-1 ②水道局統合型構内電話交換機等賃貸借 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さい
たま市浦和区常盤6-14-16 ④令和8年1月8日 ⑤株式会社JEC 営業統括本部長 石
崎洋 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑥1,950,630円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧
令和7年11月17日さいたま市水道局公告(調達)第15号